

令和9年4月から

プラスチックの分別 が変わります

製品プラスチックもリサイクル！

今まで「その他燃やさないごみ」として回収していた
製品プラスチックを**容器包装プラスチック**と
一緒に回収し、資源として**リサイクル**します。

資源として回収できるプラスチック

プラマークが目印の「容器包装プラスチック」に
加え、「製品プラスチック」※が対象となります。

※ 100% プラスチックだけでできている単一素材でおおむね 50cm角以内の
大きさ、厚さ 5mm以下のもの。

※ これ以上の大きさのものは、これまで通り「その他燃やさないごみ」または
「粗大ごみ」で出してください。



容器包装プラスチックの例



製品プラスチック（単一素材）の例



出し方

「容器包装プラスチック」と「製品プラスチック」を
1つの袋にまとめて月2回 プラスチック類の回収日に資源・ごみ集
積所に出してください。 プラスチック類の回収日はこれまでどおりで変更はありません。

現行

令和9年4月から

NEW



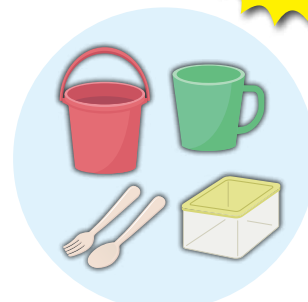
容器包装プラスチック



製品プラスチック



容器包装プラスチック



製品プラスチック

※100%プラスチックに限る

変更



プラスチック類



その他燃やさないごみ



プラスチック類

プラスチック類として回収できないもの

汚れのついているもの



▶ 汚れを拭き取ってプラスチック類へ出してください

小型充電式電池が内蔵されているものや電池、電気で動くもの、金属などのプラスチック以外の素材が含まれているもの



▶ その他燃やさないごみの日に出してください。

在宅医療で使用した注射器



※発火の恐れのある小型充電式電池が内蔵されているものやライターはプラスチック類ではありません。

問い合わせ先：東温市環境保全課 Tel.089-964-4415